

自分の関わってきた業務を通じてみる 国土交通省・地方公共団体の仕事

一般財団法人 ベターリビング
(元 国土交通省)

呉 祐一郎

自己紹介

- 1964（昭和39）年 東京都生まれ
- 東京都立大学（建築学科、高見澤（都市計画）研究室）
1988（昭和63）年卒業、1990（平成2）年修了
- 国土交通省（当時建設省） 1990（平成2）年入省 建築職採用、2022年退職
- 主な経歴（地方公共団体の経歴）

	所 属	（主な担当業務）	【勤務地】	役職
H 7	都市局 都市計画課	（都市環境）	【本省】	係長
H12	秋田県 _(県庁) 住宅課	（住宅建築全般）	【秋田市】	課長
H15	住宅局 住環境整備室	（高齢者向け住宅等）	【本省】	課長補佐
H17	長崎県 _(県庁) まちづくり推進局	（住宅建築全般）	【長崎市】	課長→局長
H22	都市再生機構（UR）	（東日本復興支援等）	【横浜市】	課長
H24	住宅局 住宅総合整備課	（東日本復興支援等）	【本省】	調整官
H27	国土技術政策総合研究所	（建築基準作成）	【つくば市】	室長
H29	住宅局 市街地住宅整備室	（密集等市街地整備）	【本省】	室長
H30	豊島区	（まちづくり）	【豊島区】	副区長
R 2	総合政策局 社会資本整備政策課	（公民連携事業等）	【本省】	政策企画官

なぜ公務員（国土交通省）を志望したんですか？

■都市の課題を解決する仕事をしたかった

大学で都市計画の研究室に所属し、卒・修論で学んだことを通じて、個別の建築計画よりも建物や公共空間が集まってできる都市の課題に関わり、人々の暮らしを支える仕事に就きたいと考えました。

■まちづくりを進めるために政策に関わりたと思った

その中でも、都市計画の方針や枠組みなど政策を作る公共の立場に関わりたと思い、民間企業ではなく、公務員を希望しました。

また、国土交通省では、基本的な計画のしくみや事業制度を決める立場にあり、個別の建築指導や建物管理などの仕事も多い自治体より政策的な仕事に多く関われるだろうと考えました。

建築職の仕事は、基本的には、**住宅、建築、まちづくり分野**の行政に関わります。そのうち、どの分野にどのくらい関わるか、勤務地がどこになるかは、人によりかなり違いがあります。

私は、各分野を幅広く経験しました。また、分野をまたいで対応する仕事も多く、それまでの各分野での経験が活かしました。

(分野と主な仕事※)

※どの職場も実際には各分野にまたがるものがほとんどですが、便宜上、一番関係が深かった分野に集計しましたので、参考として見てください。

○ 住宅分野 7年

- ・ 東日本大震災の住宅復興支援 4年
(住宅局、UR)
- ・ 高齢者住宅の制度検討 2年 (住宅局)
- ・ 住宅部品の性能向上 1年 (財団出向)

○ 建築分野 5年

- ・ 建築基準の見直し 1年 (研究所)
- ・ 建築指導 2年半 (住宅局、愛知県出向)
- ・ 建築士の資質向上 1年半 (財団出向)

○ まちづくり分野 7年

- ・ 密集等市街地の改善整備 1年 (住宅局)
- ・ 都市環境政策 1年 (都市局)
- ・ 住宅地の供給政策他 5年
(本省、他省庁)

○ 各分野を総合的に担当 13年

- ・ 県庁、区で各分野を統括 8年
(豊島区、長崎県、秋田県に出向)
- ・ 関東地方の総合窓口 2年 (関東地方整備局)
- ・ 公共施設全般の公民連携 等 3年 (本省)

私に関わった仕事の紹介（1）

■ 災害後の住宅復興支援 ～被災者向け公営住宅の建設支援

H23.3に東日本大震災が発生。被災者向け公営住宅(団地)建設について、UR（出向先）では、被災自治体をURが支援するしくみづくりを、続いて住宅局で、補助制度の執行と工事早期完成のために進捗管理、国制度の見直しや技術的情報提供などに取り組み。

都市再生機構（UR）（H22.4～H24.3）

○ 自治体の住宅復興に関する意向把握と、URの支援体制の調整

- ・URが、職員やノウハウが不足する被災自治体に代わり建設するため、自治体を訪問して意向（戸数、場所、入居者像など）を確認、これに基づきURが被災地全体で行う業務体制を調整

○ URが自治体を支援するしくみづくり

- ・被災地で建設を円滑に進める手順、必要な予算確保など、URが支援するしくみを立上げ

住宅局 住宅総合整備課（H24.4～H26.6）

○ 国の補助制度の執行、工事早期完成のための支援

- ・公営住宅予算執行の総括を担当、工事は資材や職人手配が難しくなり工期が延びがちに
- ・早期完成を目指し、建設業界や被災自治体と何度も相談、工法や発注方法の工夫に関する説明会の開催や、建設費上昇に見合った補助制度運用見直しなど、知恵を絞る

その後現在では… 災害公営住宅 約3万戸の供給（うちUR支援6千戸弱）

住宅復興は、被災した市民の生活再建に直結する、行政の重要な仕事の一つ。
大きな災害の復興に、合計3年3ヶ月、直接関わることができたことは貴重な経験。

私に関わった仕事の紹介（2）

■ 市街地や建築物の安全確保 ～建築基準の見直し等

住宅局で、糸魚川大火を教訓に燃え広がりにくい市街地形成のため防火性能の高い建築物への建替促進を図る規制の改正を担当。研究所では、建築基準法の技術基準を見直す原案作成のマネジメントや、熊本地震の建築被害原因分析のとりまとめ作業を担当。

住宅局 市街地住宅整備室 （H29.7～H30.7）

○燃え広がりにくい安全な市街地形成のための建築基準法の規制の改正

- ・市街地の延焼シミュレーションや実際の大火のおそれのある密集市街地の調査を基に、防火地域や準防火地域における延焼防止性能の高い建築物について建蔽率を緩和し、防火改修・建替等を促進

国土技術政策総合研究所 建築研究部 （H27.4～H28.6）

○建築基準法の技術基準見直しのための研究等のマネジメント

- ・研究所では、大学同様の研究スタッフが、建築基準法の構造、防火などの技術基準見直しのため実験、研究を行っており、研究所の技術開発のマネジメント役を担当
- ・例えば、空家を福祉施設等に用途変更する際に大規模工事を不要とする防火基準の合理化案の開発等に関わる

○熊本地震の建築物被害原因分析

- ・H28熊本地震の被害原因分析を行う国土交通省有識者委員会を設置、事務局として運営、とりまとめ
- ・現行基準が有効との結果が明らかになり、構造基準の見直しは行わず、耐震改修の促進に注力する判断材料に

地震や火災などから国民の生命等を守る建築基準について、最新の研究成果を反映し、市街地や建築物の安全、安心を確保する仕事を経験。

■ 県、区、地方整備局で、各分野の総合的な政策運営、対外窓口

県、区に出向した際は、県、区における各分野の総合的な政策企画立案の責任者を、関東地方整備局では、担当する1都8県を対象に国の各分野の総合窓口・調整役を担当。

秋田県 建築住宅課
(H12.4～H15.7)

○住宅マスタープラン(中期的な政策)を策定

- ・高断熱や介護しやすい住宅普及の議論を市民参加でしたり、高齢者の住宅改修を福祉・建築関係者で試行などして計画に反映

○市街地再開発事業の推進や地元木材活用の支援

- ・知事からの注文でしたが、思ったように進まず苦労

長崎県 まちづくり推進局
(H17.7～H20.3)

○大規模事業の景観デザインの計画調整

- ・港町の美しいまちづくりのための景観デザインの調整責任者を担当

○今後の都市政策を策定

- ・集約型の都市づくり方針を市民や有識者と議論してまとめ、県独自のガイドラインや推進制度を策定
- ・郊外大規模商業施設の是非を問うTV特番に出演したことも思い出

豊島区
(H30.7～R2.3)

○消滅可能性都市からSDGs未来都市へ

- ・H26に消滅可能性都市に挙げられたことを機に、子どもと女性、文化と交流を大切にした特徴あるまちづくりが注目される

○池袋周辺地域の都市再生

- ・核となる4つの公園の整備や、民間の人達と連携協力して賑わいづくりの運営に取り組む

県、区や地方整備局で、各地の現場に関わる公民の様々な人と協力しながら、それまでの経験、知識も活用し、総合的な政策の企画や、調整を行う仕事を経験。地方生活も、現地の方々とうち解け、豊かな自然、文化などに囲まれて満喫。